

## 【パブリックコメント提出の3事項】

### (1) 意見分類（2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策）

社会人学生への就学支援の充実について意見を述べます。

中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の報告資料「大学通信教育の規模とアクセスと質」(第6回 2024(令和6)年5月31日開催)において、「大学等既卒者の編入学など、社会人のリカレント教育のニーズは、現在の修学支援新制度ではカバーできず、教育訓練給付金(厚生労働省)などの充実が求められる。」という提起をしました。今回の答申案11頁で「イ. 学生への経済的支援の充実」が強調され、24頁で「ウ. 社会人の学ぶ場の拡大」で教育環境整備が強調されつつも、社会人学生の多数を占める大学通信教育の社会人学生が現行の修学支援制度等の対象からはずれている問題や、それに代わる支援等の必要が述べられていません。

社会人学生の修学を支援する制度の検討が必要です。

### (2) 意見分類（2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策）

放送大学と私立大学通信教育の関係について意見を述べます。

中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の報告資料「大学通信教育の規模とアクセスと質」(第6回 2024(令和6)年5月31日開催)において、「地方格差の是正として、国費が充当された全国の学習センターがあるが、放送大学1校のみに限定されている。本来は放送大学学園法成立時の国会決議のとおり、すべての大学通信教育の学生に開放する公平化が必要である。」という提起をしました。今回の答申案で26頁1-2行に「放送大学において、多様なメディアを活用した、より効果的な次世代遠隔高等教育モデルの開発や他大学の普及展開を図る。」とのみ述べられ、放送大学のみに国費による支援が集中する構造を「他大学への普及展開」として表現しています。

本来は、国会決議どおりの放送大学と「私立大学通信教育との連携協力」(昭和56年衆参両院決議)が必要です。

### (3) 意見分類（2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策）

独立行政法人日本学生支援機構が大学通信教育の遠隔授業を対象外としている問題について意見を述べます。

中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の報告資料「大学通信教育の規模とアクセスと質」(第6回 2024(令和6)年5月31日開催)において、「奨学金対象が旧来の面接授業(スクーリング)に限定されて遠隔授業(メディア授業)が対象とされない現状は、実態と法令からも乖離している。」という提起をしました。今回の答申案では、遠隔授業の展開が随所に強調されていますが、答申案11頁26-29行目で奨学金などの負担軽減が述べられつつも、学生支援機構による大学通信教育の学生への支援が昔のままであることについての改善が述べられていません。

遠隔授業を受講する学生も支援の対象とするよう提言するべきだと考えます。